

# 参考資料：前回事務連絡

事 務 連 絡

令和2年4月10日

各務原市内介護保険サービス事業所  
及び有料老人ホーム等の長 各位

各務原市健康福祉部介護保険課長

## 新型コロナウイルス感染症に係る 運営推進会議その他の行事・イベントの開催等について（通知）

平素より各務原市介護保険行政にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

本日（令和2年4月10日）岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部より、岐阜県独自の「新型コロナウイルス感染症に関する非常事態宣言」が発令されました。

この事態を踏まえ、各務原市内の介護保険サービス事業所及び有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅を含む）（以下「介護サービス事業所」という。）に対し、令和2年3月30日に各務原市介護保険課より発出した事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る不特定多数の人が集まるイベント等の開催について（第3版）」に代えて、次のとおり通知します。

### 記

1 「3つの密」にあてはまる行事・イベント（運営推進会議等を含む）の中止・延期の要請について

令和2年3月30日付け事務連絡においては、イベント等の開催について令和2年4月12日（日）までの期間において開催の必要性等を改めて検討していただくよう要請しておりましたが、今回の岐阜県による非常事態宣言発令を踏まえ、いわゆる3つの密（※）にあてはまる行事・イベント（運営推進会議、介護・医療連携推進会議を含む）を5月6日（水）まで原則中止、または延期していただくよう要請します。

※「3つの密」＝「換気の悪い密閉空間」「多数が集まる密集場所」「間近で会話や発声をする密接場面」の状態

2 令和元年度及び2年度における運営推進会議等の開催回数の扱いについて

新型コロナウイルス感染症の収束時期が見通せないことを踏まえ、各務原市内の地域密着型事業所が開催する運営推進会議及び介護・医療連携推進会議の開催について、次の通り軽減措置を行いますので通知します。

【1】運営推進会議の開催を年3回義務付けている地域密着型事業所の場合

A. 令和元年度の第3回運営推進会議を4月以降に延期している事業所の場合

→ 令和元年度の第3回運営推進会議の開催を取り止めて良いものとします

B. 令和元年度の運営推進会議を既に3回開催している事業所の場合

→ 令和2年度の第1回運営推進会議の開催を取り止めて良いものとします

運営推進会議の開催パターン例

		令和元年度			令和2年度			
		第1回	第2回	第3回	第1回	第2回	第3回	
A	パターン1	開催	開催	2年度に延期	延期分を開催	開催	開催	開催
	パターン2	開催	開催	2年度に延期	中止	開催	開催	開催
B	パターン3	開催	開催	開催		開催	開催	開催
	パターン4	開催	開催	開催		中止	開催	開催

【2】運営推進会議または介護・医療連携推進会議の開催を年2回義務付けている地域密着型事業所の場合

C. 令和元年度の第2回運営推進会議または介護・医療連携推進会議の開催を4月以降に延期している事業所の場合

→ 令和元年度の第2回運営推進会議または介護・医療連携推進会議は令和2年度中に開催してください。

D. 令和元年度の運営推進会議または介護・医療連携推進会議を既に2回開催している事業所の場合

→ 開催回数に関する取り扱いについての変更はありません。

※新型コロナウイルス感染症の収束がさらに遅くなった時の取り扱いについては改めて通知します。

なお運営推進会議の開催を取り止めた時は、開催を取り止めた会議において予定していた報告・質疑応答・意見徴収等を次回開催時にあわせておこなってください。

### 3 「介護保険最新情報 V o 1. 8 1 0」の追加情報について

令和2年4月8日付け事務連絡「新型コロナウイルスに関する情報提供について（第14版）」にて情報提供した『介護保険最新情報 V o 1. 8 1 0 「介護サービス事業所に休業を要請する際の留意点について（その2）」』について、以下の参考資料①～③を追加します。

- |       |                                                                                     |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 参考資料① | 通所介護事業所等に対する休業の要請について（令和2年3月6日付名古屋市健康福祉局長通知）（別添4）                                   |
| 参考資料② | 市川市内の通所介護事業所等におけるサービス利用調整等の検討及び感染症予防対策の確認について（依頼）（令和2年3月10日付千葉県健康福祉部長通知）（別添5-1、5-2） |
| 参考資料③ | 新型インフルエンザ等対策特別措置法の関連条文（別添6）                                                         |

#### 注意事項

参考資料①及び②は、名古屋市や千葉県が発出した通知を参考事例として情報提供するものであり、この通りの要請をおこなうことを示唆したものではないことをご理解ください。

お問い合わせ先	各務原市 健康福祉部 介護保険課 施設指導係（担当：大丸）
電話番号	058-383-2067（直通）
FAX	058-383-6365（市代表）
Eメール	kaigo@city.kakamigahara.gifu.jp（課代表）